

第 1 章 基本的な考え方

I プラン策定の趣旨

本市では、平成 27 年（2015 年）3 月に、京都府内で初めて「京丹後市多文化共生推進プラン（第 1 次プラン）」を策定し、3 年後の平成 30 年（2018 年）には、「第 2 次京丹後市多文化共生推進プラン（第 2 次プラン）」として改訂を行いました。

第 2 次プラン策定から 5 年が経過し、その間の社会情勢の変化や国の外国人の受入れ施策の拡大など本市の多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化や市各種計画からの反映、また、第 2 次プランのこれまでの 5 年間の各施策の進捗状況を踏まえ、さらに多文化共生のまちづくりを推進するため、「第 3 次京丹後市多文化共生推進プラン（第 3 次プラン）」を策定するものです。



京丹後市多文化共生推進プラン

平成 27 年 3 月
京丹後市

The graphic features a light blue circle containing several small photographs. The photos show diverse groups of people, including children and adults, engaged in various activities such as learning, socializing, and holding signs with Japanese text. The background of the entire page is a light purple color with a white vertical stripe on the left side.



第 2 次京丹後市
多文化共生推進プラン

～多様性豊かで住みやすいまちへ～

平成 30 年 3 月
京丹後市

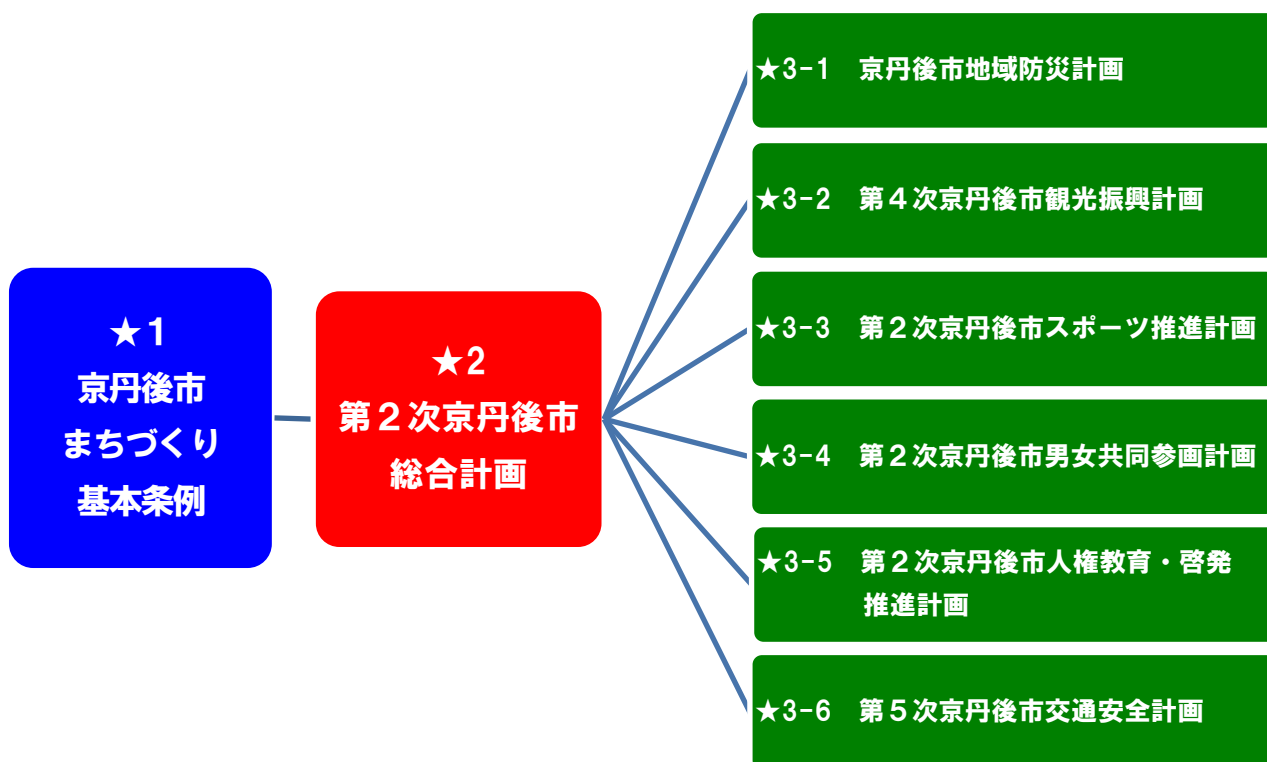
The graphic features a light blue circle containing a large photograph of a diverse group of people, including children and adults, smiling and holding small signs. Below the photo is the slogan '~多様性豊かで住みやすいまちへ~'. The background of the entire page is a light purple color with a white vertical stripe on the left side.

Ⅱ プラン策定の位置づけ

本市では、令和3年2月に「京丹後市まちづくり基本条例」に基づく「第2次京丹後市総合計画『基本計画』」を策定しました。

この第3次プラン（以下「本プラン」という。）は、同計画に定める「国際交流・多文化共生と広域連携の促進」を具体化し、推進するもので、他の関連個別計画との整合性を図り、“分野別計画”に位置づけて策定するものです。

本プランの策定により、総合計画の実行性をさらに高め、外国人を含めた“すべての市民”が真に住みやすいまちづくりを目指します。



第3次京丹後市多文化共生推進プラン



★ 1 京丹後市まちづくり基本条例（平成 19 年策定、令和 2 年一部改正）

（市政運営の基本）第 25 条第 1 項

市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

（連携及び交流）第 28 条第 2 項

市は、国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。



★ 2 第 2 次京丹後市総合計画「基本計画」（令和 3 年策定）

施策 24 国際交流・多文化共生と広域連携の促進

（行政の主な取組）

- 1 国際交流の推進
- 2 多文化共生・国際化に対応したまちづくり
- 3 地域間及び広域連携の促進
- 4 京丹後市夢まち創り大学の活動支援

★ 3-1 京丹後市地域防災計画（平成 18 年策定、令和 5 年修正予定）

第 29 章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第 2 節 計画の内容

第 2 非常時における要配慮者優先ルールの確立

● 外国人に対する支援

- ・ 外国人向け防災パンフレットの作成
- ・ 外国人向け防災教育、防災訓練の実施
- ・ 通訳、翻訳ボランティアの事前登録
- ・ 外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保



★ 3-2 第 4 次京丹後市観光振興計画（令和 5 年策定）

3 基本方針と基本戦略

＜基本方針 5＞安全・安心・快適でユニバーサルな「人にやさしい観光地・京丹後」を推進します

【基本戦略】

- ② アフターコロナに向けたインバウンド再開への対応を推進します。
- ③ 高齢者や障がい者など、すべての人にとって優しい観光地を目指します。



★ 3-3 第2次京丹後市スポーツ推進計画（平成30年策定）

基本目標4 スポーツ観光のまちづくり

(1) 滞在型スポーツ観光の促進

① スポーツイベントやアクティビティの活用

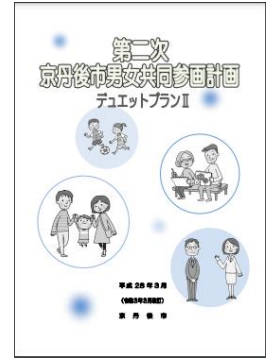
② 外国との交流を進めるホストタウンへの取り組み

★ 3-4 第2次京丹後市男女共同参画計画（平成28年策定、令和3年改訂）

■基本方針■ 3 寄り添い支え合うまちづくり

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

(基本施策28) 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進



★ 3-5 第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成31年策定）

第3章 人権問題の現状等

6 外国人

★ 3-6 第5次京丹後市交通安全計画（令和4年策定）

第3節 道路交通の安全についての対策

2 講じようとする施策

(2) 交通安全思想の普及徹底

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

SDGsの視点

SDGsとは、「持続可能な開発目標」のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標のことです。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを基本理念としています。

国のSDGs推進本部が2019年に決定した「SDGs実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDGsの要素を反映することなどが期待されています。

本プランでは、多文化共生推進のために取り組むべき7つの目標の視点を取り入れます。



【保健】



【教育】



【経済成長と雇用】



【平等】



【持続可能な都市】



【平和】



【実施手段】

Ⅲ 多文化共生をめぐる国の動き

2022年6月末現在で、日本には約296万人の外国籍者が暮らしており、この10年間で約90万人増加しています。国では、外国人市民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の新設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応するため、2020年に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

改訂プラン(2020年)

【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日的意義は次のとおり。
 - (1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化（ICTを活用）、相談体制の整備

日本語教育の推進

生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保

適正な労働環境の確保

災害時の支援体制の整備

医療・保健サービスの提供

子ども・子育て及び福祉サービスの提供

住宅確保のための支援

感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成

外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備

地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

なお、総務省がまとめた「多文化共生事例集（令和3年度版）」の中で、本市の多文化共生に資する取組（2事例）が全国の優良事例として紹介されました。（出典：総務省）



ダウンロード QR コード



《参考：日本政府の取組》

年	国の動き
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正入管難民法および改正住民基本台帳法（施行） <ul style="list-style-type: none"> ・在留カードの交付 ・在留期間最長5年 ・再入国制度の変更 ・外国人登録制度の廃止
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正入管難民法（施行） <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の整備（在留資格「高度専門職第1号・第2号」新設、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の一本化など） ・上陸審査の円滑化
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正入管難民法（施行） <ul style="list-style-type: none"> ・偽装滞在者対策の強化（罰則の整備等） ・在留資格「介護」の新設 ◆外国人技能実習制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・優秀な実習実施者・監理団体に限定し、技能実習生受入れ期間を3年から5年に拡大
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな在留資格の創設など外国人材の受入れ拡大 ◆「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省が連携を強化し地方公共団体とも協力しつつ外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進める ◆「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・地方における外国人材の活用 ◆「日系四世の更なる受入れ制度」の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・日系四世受入れサポーターの確保の義務化 ・所定の要件を満たせば、通算最長5年間滞在可能 ◆改正入管難民法成立 <ul style="list-style-type: none"> ・「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」閣議決定 ・「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針（分野別運用方針）」に関する規定の整備 ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」取りまとめ
平成31年 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆改正入管難民法（施行） <ul style="list-style-type: none"> ・新たな外国人材受入れのための在留資格として、人材が不足している産業分野において、相当程度の知識や経験を有する外国人向けの「特定技能1号」や、熟練した技能を有する外国人向けの「特定技能2号」を創設 ・出入国在留管理庁の設置 ◆日本語教育推進法成立・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記 ・基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務省・地域における多文化共生推進プラン改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進やグローバル化への対応追加
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆総務省・多文化共生の事例集作成
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」を設置し、日本語教育機関の評価や日本語教師の国家資格化に向けた制度の詳細を翌年3月までに取りまとめる予定